

平成22年(行コ)第300号 公金支出差止等(住民訴訟)控訴事件

控訴人 藤永知子 外18名

被控訴人 埼玉県知事 外4名

控訴審・準備書面(16)

2013(平成25)年7月31日

東京高等裁判所 第24民事部ロS係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 佐々木 新一

同 南 雲 芳 夫

同 野 本 夏 生

同 小 林 哲 彦

同 伊 東 結 子

【被控訴人が国土交通省の示した新たな地すべり対策を無視していること】

- 1、被控訴人は、控訴審における準備書面(3)の16から18頁において、「第3 地すべり危険性について」と題して、控訴人らが控訴審において新たに主張した地すべりの危険性の主張に反論を加えているかのようである。

しかし、その内容を見ると、地盤安定検討委員会の検討に基づき川原畑地区二

社平の一箇所と林地区勝沼野2箇所、計3箇所について地すべり対策が必要とされ、抑え盛土による対策工事を行うことから、安全性は確保されていると述べるのみである。

以上の主張は、原審段階での地すべり対策についての被控訴人の主張の要約にすぎず、控訴人らが、控訴審で新たに提出した地すべりの危険性に関する主張に対する反論とはなっていない。

- 2、国土交通省は、平成22年10月から開始された八ッ場ダム建設事業の検証において、同ダム周辺の地すべりの危険性について検討をやり直し、従来の3箇所の地すべり対策では不十分として、対象地区を11地区として、地すべり対策を抜本的に見直すこととした（甲D第25号証「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書『4.八ッ場ダム検証にかかる検討の内容』、平成23年11月、国土交通省関東地方整備局）。控訴人らは、控訴人準備書面（9）12頁以下でその経過を詳細に主張した。

また、控訴人準備書面（12）の12頁以下「第3 国土交通省が示した新たな地すべり対策の問題点」において、この見直しの基礎となった「H22年八ッ場ダム周辺地状況検討業務報告書」（甲D第28号証）に基づいて、「基本事項検討」「安定解析」「対策工法」について、それぞれ大きな問題点があることを明らかにし、結果として、この新たな地すべり対策によっても八ッ場ダム周辺の地すべりの危険性は解消されておらず、八ッ場ダムがダムの安全性の根幹にかかわる地すべりの危険という観点から巨大な瑕疵を持つ欠陥ダムであることを明らかにしているところである。

- 3、ところが、被控訴人は、控訴人らの上記2書面の主張には反論はおろか認否さえしていない。原判決以降に行われた国土交通省による地すべり対策の変更という極めて重要な事実があたかも存在しなかったかのような、応訴態度に終始している。こうした姿勢は、訴訟の一方当事者としても、また県の行政執行に責任を負う立場にあるものとしても、誠実さに欠けるものといわざるを得ない。

前回の進行協議期日においても指摘したことではあるが、被控訴人においては、国土交通省による地すべり対策の変更という極めて重要な事実を踏まえて、真摯な主張をなされるよう要望する次第である。

以上